

令和 6 年度

兵庫県生田警察署建替整備事業の工事に係る工事監理等委託

特記仕様書 (案)

(全 4 枚)

作成年月	令和 6 年 5 月
兵庫県まちづくり部営繕課	
兵庫県まちづくり部設備課	

目次					
1 業務概要					
2 特記仕様書					
1 業務概要					
1.1. 委託対象工事名称 兵庫県生田警察署建替整備事業に係る工事					
1.2. 工事場所 神戸市中央区中山手通2丁目2番3					
1.3. 委託期間 令和8年7月から令和12年3月31日までとする。					
1.4. 委託範囲 この設計書（仕様書、別表）に示す範囲とする。					
1.5. 工事監理を委託する建物の構造規模					
棟名	構造	階数	延床面積	工事内容	
① 既存庁舎	SRC造	造 地上11階建	7,373.7 m <sup>2</sup>	解体	
② 連絡橋	SRC造	造		解体	
③ 本庁舎棟	SRC造又はRC造	造 地上9階建程度	8,500 m <sup>2</sup>	新築	
④ 来客用駐輪場	非木造	造 地上1階建	30 m <sup>2</sup>	新築	
⑤ 職員用駐輪場	非木造	造 地上1階建	30 m <sup>2</sup>	新築	
⑥ ゴミ庫	非木造	造 地上1階建	15 m <sup>2</sup>	新築	
2 特記仕様書					
2.1. 管理技術者等の資格要件等					
業務の実施に当たっては、次の資格要件を有する管理技術者及び担当技術者（以下「管理技術者等」という。）を適切に配置した体制とする。					
管理技術者等は1ヶ月につき1回以上、担当職員と定期的な打合せを実施し、工事監理状況の報告等を行う。					
① 管理技術者					
管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）に定める一級建築士の資格を有し、設計図書の設計内容を的確に掌握するとともに、工事監理についての高度な技術、能力及び経験を有する者とする。					
管理技術者は1ヶ月につき1日以上工事現場での工事監理業務に従事するものとする					
② 担当技術者					
担当技術者は、設計図書の設計内容を的確に判断するとともに、工事監理についての技術、能力及び経験を有する者とする。					
担当技術者は、建築、電気設備、機械設備の各部門ごとに1名以上ずつ配置する。					
管理技術者は、建築担当技術者を兼任することができる。					
各担当技術者はそれぞれ1ヶ月につき2日以上工事現場での工事監理業務に従事するものとする。					
2.2. 工事検査					
① 管理技術者等は、兵庫県工事検査規程（昭和53年訓令第7号）に基づく対象工事の中間検査及び完成検査に立会い、必要に応じて工事の確認結果等を同規程に定める出納事務局工事検査室検査員に説明する。					
② 管理技術者等は、上記①の検査に先立ち、下検査を実施してその結果を担当職員に報告する。					
③ 上記①の検査の結果、手直し工事が生じた場合、当該手直し工事の完了を確認した上で担当職員に報告して、その確認業務に立会う。					

### 2.3. 行政検査

- ① 対象工事の完了時に建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第17項及び第20項の規定に基づく建築主事の検査が実施される場合にはその検査に立会い、必要に応じて工事の確認結果等を建築主事等に説明する。
- ② 対象工事の中間・完了時に消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の2の規定に基づく検査が実施される場合にはその検査に立会い、必要に応じて工事の確認結果等を所管消防署の検査員に説明する。
- ③ 上記①及び②を含め管理技術者は、対象工事に関係する法令に基づく各種行政手続上の工事監理者として届出の上、管理技術者等は各行政検査が実施される場合にはその検査に立会い必要に応じて工事の確認結果等を当該関係行政庁等に説明する。
- ④ 上記①、②及び③の検査に先立ち、完了届等の必要な書類の作成、とりまとめを行い、担当職員に報告すること。
- ⑤ 上記①、②及び③の検査の結果、手直し工事が生じた場合、当該手直し工事の完了を確認した上で担当職員に報告して、その確認業務に立会う。
- ⑥ 建築基準法を含むその他関係法令に係る各種検査に係る資料の作成及び手続を行う。  
なお、手数料については受注者の負担とする。

### 2.4. 設計変更

- ① 変更内容の検討  
対象工事の変更の必要性について技術的に検討し、変更すべき内容を取りまとめて、担当職員に報告する。
- ② 変更設計図書案の作成  
対象工事の建設工事請負契約書の変更に係る図面、数量積算書及び内訳書等の変更設計図書案を作成し、担当職員に報告する。
- ③ 見積価格の調査  
変更工事において見積が必要な項目については、製造業者・専門業者等の見積書によりその見積価格を調査して、担当職員に報告する。
- ④ 建築基準法を含むその他関係法令に係る各種変更手続に係る資料の作成及び手続を行う。  
なお、手数料については受注者の負担とする。

### 2.5. 設計意図伝達

- ① 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等
  - (ア) 対象工事の設計図書に関して対象工事に係る工事監理者又は工事請負者から提出される質疑（設計図書の不備に起因するものを除く）に対する検討及び検討結果の報告
  - (イ) 施工図等を作成するために必要となる説明図及びデザイン詳細図等の作成及び工事監理者又は工事請負者への説明
  - (ウ) 意匠・構造等、設計上重要な内容で、施工の詳細が決まった後に、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある施工図等の確認
- ② 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討及び報告
  - (ア) 設計図書では、特定の資機材メーカー等の指定にならないように仕様や性能をめいきされているため、工事請負者等が資機材メーカーを決定した後に、請負者から提出される形状、納まり等の設計内容を確認する必要がある施工図等の確認
  - (イ) 工事請負者等が資機材メーカー等を決定した後に、仕上げ材料（設備機材等の仕上げを含む）の色彩、柄等について色彩等計画書としてまとめる。
  - (ウ) その他特注品、特殊な工法の場合に必要な施工図、模型、モックアップ等

委託する業務内容		委託の範囲 (○印)	
工事監理に係る業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	○
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	○
	(2) 設計図書の内容の把握等の業務	(i) 設計図書の内容の把握	○
		(ii) 質疑書の検討	○
	(3) 基本図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	○
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	○
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認	○	
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	○		
(6) 工事監理報告書等の提出	○		
工事監理に関するその他の業務に係る業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告	○	
	(2) 工程表の検討及び報告	○	
	(3) 設計図書に定めのある施行計画の検討及び報告	○	
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	○
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	○
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	○
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い	○	
(6) 関係機関の検査の立会い等	○		
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査		
	(ii) 最終支払い請求の審査		
追加業務	(1) 完成図の確認	(i) 建築工事	○
		(ii) 設備工事	○
	(2) 完了通知等の手続き		○
	(3) 設計意図の伝達		○